

ベビー飲料添加物リスト

平成 29 年 3 月 1 日現在

ベビー飲料自主規格 I. ベビー飲料の製品規格 7. 食品添加物の規定により使用できる食品添加物を以下の通り定める。

1) 食品添加物

食品添加物名	主な用途
スクラロース	甘味料
L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム	酸化防止剤
塩化カリウム、クエン酸三ナトリウム	調味料
クエン酸	酸味料
グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル	乳化剤
キサントガム、グアガム、ジェランガム、大豆多糖類、ペクチン、ローカストビンガム、	安定剤
環状オリゴ糖、炭酸水素ナトリウム	製造用剤

2) 香料

ウエットタイプベビー飲料にあつてはアルコールを使用した香料は使用禁止

3) 栄養強化（補給）剤

栄養素名	食品添加物
カルシウム	グルコン酸カルシウム、炭酸カルシウム、リン酸二水素カルシウム
鉄	ピロリン酸第二鉄
マグネシウム	塩化マグネシウム、炭酸マグネシウム
ビタミンC	L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム